

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十一号中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改め、同表第百十二号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

		改正後				改正前			
		別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
事務	納付義務者	手数料名称	手数料額	納付時期	事務	納付義務者	手数料名称	手数料額	納付時期
<p>百十一 歯科 技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第七号）附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付</p>	<p>歯科技工士国 家試験合格証 明書の交付</p>	<p>歯科技工士国 家試験合格証 明書交付手数料</p>	<p>三千元</p>	<p>交付申請のとき</p>	<p>百十一 歯科 技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第七号）附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付</p>	<p>歯科技工士試験合格証明書の交付</p>	<p>歯科技工士試験合格証明書交付手数料</p>	<p>三千元</p>	<p>交付申請のとき</p>
<p>百十二 歯科 技工法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施</p>	<p>歯科技工士国 家試験を受けようとする者</p>	<p>歯科技工士国 家試験手数料</p>	<p>三万六千円</p>	<p>受験申込みのとき</p>	<p>百十二 歯科 技工法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士試験の実施</p>	<p>歯科技工士試験を受けようとする者</p>	<p>歯科技工士試験手数料</p>	<p>三万六千円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
備考 略		備考 略		備考 略		備考 略		備考 略	